

計画作成年度	令和3年度
計画主体	静岡県 沼津市

## 沼津市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 沼津市農林農地課  
所在地 静岡県沼津市御幸町16-1  
電話番号 055-934-4751  
FAX番号 055-933-1412  
メールアドレス nourin@city.numazu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、 ハクビシン、カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	静岡県沼津市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額(千円)	面積(a)
イノシシ	野菜	950	70
	イモ類	3,750	82
	果樹	2,990	198
	小計	7,690	350
ニホンジカ	野菜	5,699	215
	イモ類	1,390	31
	果樹	1,410	44
	小計	8,499	290
サル	野菜	1,240	110
	イモ類	560	23
	果樹	953	28
	小計	2,753	161
カラス	果樹	432	38
	野菜	823	53
	豆類	177	15
	小計	1,432	106
ハクビシン	果樹	729	32
	野菜	678	33
	小計	1,407	65
カワウ	養殖アジ、タイ等	1,003	—
	小計	1,003	—
合計		22,784	972

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ① イノシシ

イノシシによる被害は年間を通して発生している。特に春から夏にかけての被害が深刻である。

被害地域は、浮島地区から戸田地区まで市内全域に広がる。作物への被害は、浮島地区ではイモ類、愛鷹地区では野菜全般、西浦・内浦地区では果樹といった具合に地域によって被害作物が異なる。

また、香貫山、横山・徳倉山付近では人家の庭先にまで出没し、土を掘り起こしたり、石垣を崩したりと住民の生活を脅かす状況となっている。

### ② ニホンジカ

ニホンジカによる被害は年間を通して発生している。被害地域は、浮島地区から戸田地区まで市内全域に広がる。

浮島地区や愛鷹地区では、いも類、野菜全般が被害に遭い、西浦・内浦地区、戸田地区では、みかんの新芽の食害が深刻である。水田の畔を崩す被害も多発しており、被害内容は多岐にわたる。

また、秋から冬にかけて道路への飛び出しによる衝突事故が多発している。事故の大半は、国道1号一本松交差点付近、及び国道246号線池上交差点付近で発生している。

### ③ サル

愛鷹山麓、戸田地域に年間を通して出没している。愛鷹山麓の個体については、当市と隣接している富士市と長泉町を行き来している。

春から夏にかけて畑の作物を荒らす被害が多発している。被害作物は主に野菜と果樹である。群れで行動するため、1日で畑が壊滅的状態になってしまう。

近年、浮島地区に出没していた群れが複数に分かれてしまい、被害区域が拡大している。民家や学校の近くにまで出没するようになり、住民の生活を脅かす状況となっている。

### ④ カラス

果樹や野菜などの農作物の食害のほか、ごみ捨て場のごみ荒らしや、鳴き声による公害や糞害等の被害が年間を通して発生し、市民生活に悪影響を及ぼしている。

また、公園やアパートの屋上に巣を作り、雛を育てる時期は威嚇だけでなく攻撃してくるため、人的被害が懸念される。

### ⑤ ハクビシン

年間を通して市街地付近での被害が報告されている。人家の屋根裏や縁の下への侵入・糞害など、市民生活への被害をもたらしている。

農作物被害については、秋から冬にかけての果樹の被害が深刻である。

### ⑥ カワウ

カワウによる被害は年間を通して発生している。被害地域は内浦・西浦地区の生簀において、養殖アジ、タイなどに被害が及んでいる。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
イノシシ	7,690	350	6,550	295
ニホンジカ	8,499	290	7,200	245
サル	2,753	161	2,340	135
カラス	1,432	106	1,200	90
ハクビシン	1,407	65	1,200	55
カワウ	1,003	-	850	-
計	22,784	972	19,340	820

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 捕獲体制の整備</p> <p>ア 沼津市有害鳥獣捕獲隊による捕獲。</p> <p>イ 沼津市鳥獣被害対策実施隊による捕獲。</p> <p>ウ 市で購入した小型箱わなによる住宅地での捕獲。</p> <p>エ 沼津市有害鳥獣被害防止対策協議会で購入したICTセンサー付き囲いわなによる捕獲。</p> <p>オ 新規狩猟免許取得者に対し、受験料及び予備講習費の全額補助。</p> <p>② 捕獲機材の導入</p> <p>ア 大型・小型箱わなや電気止め刺し器等を市費で購入。</p> <p>イ デジタル無線機及びICTセンサー付き囲いわなを鳥獣被害防止総合対策事業（推進事業）で購入。</p> <p>③ 捕獲鳥獣の処理方法等</p> <p>捕獲した個体は、捕獲後速や</p>	<p>① 捕獲体制の整備</p> <p>高齢化による捕獲者の減少に伴い、猟友会員への負担が増大していることから、担い手の育成が急務となっている。</p> <p>沼津市鳥獣被害対策実施隊と猟友会の役割分担を明確にし、効率的な捕獲体制を整備していく必要がある。被害現場から捕獲実施場所を的確に定め、効率的な捕獲を進めていくために、集落や農家から小さな被害でも報告してもらえる体制の整備が必要とされる。</p> <p>② 捕獲機材の導入</p> <p>捕獲機材の導入を着実に進めているが、利用者の技術が追いついていない。今後、機材を使用していく中で知識と技術を習得していく。</p> <p>③ 捕獲鳥獣の処理方法等</p> <p>埋設処理には限界があることから、他の処理方法について検討していく必要がある。</p>

	かに埋設処分を行うこととしている。	
防護柵の設置等に関する取組	<p>① 防護柵の導入促進</p> <p>ア 事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対する補助。</p> <p>イ 電気柵の設置・管理に関する勉強会を農協と共同で開催。</p> <p>② 地域の取組意識向上</p> <p>追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等を題材とした地域ぐるみの被害対策に関する勉強会の開催。</p>	<p>① 防護柵の導入促進</p> <p>補助金による防護柵設置の促進と、正しい防護柵の設置方法や管理方法を指導することで、農家ひとりひとりの防除に対する意識を高めていく必要がある。</p> <p>② 地域の取組意識向上</p> <p>勉強会で得た知識が日頃の鳥獣被害対策に活用されるように、勉強会後のフォローに注力していく必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

被害防止計画において、令和6年度の被害軽減目標値を令和2年度の被害現状値に対して、おおむね15%減とし、被害面積を972aから820aに、被害金額を22,784千円から19,340千円に設定した。

今後は、目標を達成するために、沼津市鳥獣被害対策実施隊、沼津市有害鳥獣捕獲隊による被害防止目的捕獲（捕獲対策）や農家自身が自分の畑を守るための防護柵等設置の推進（被害予防対策）、農地の放任作物の除去や、荒廃農地の解消に関する啓発活動等（生息環境対策）を並行して実施していくとともに、沼津市鳥獣被害対策実施隊による市内住宅地等のパトロール、市民からの被害報告への初期対応、慎重な作業を要する市街地付近での捕獲活動等を実施する。捕獲活動においてはIGT罠い罠などの活用により、より効率的に捕獲を行う。

また、市、農協、農家、猟友会等で鳥獣に関する情報の共有を図り、農作物の被害状況や正しい防除方法、効率的な捕獲方法について検討することで鳥獣から農作物を守る環境の整備を図る。以前から問題となっている捕獲鳥獣の処理方法について、各団体と協議をした上で検討していきたい。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

沼津市鳥獣被害対策実施隊、沼津市有害鳥獣捕獲隊（駿東猟友会沼津支部）との連携を密にし、効果的な捕獲を目指す。

また、集落や農家からの被害報告を集約して捕獲場所を選定することで被害量の削減に向けて有効な捕獲を実施する。沼津市鳥獣被害対策実施隊は、慎重な作業を要する市街地付近での捕獲活動等を実施するとともにICTセンサー付き囲いわな等の新技術を活用した捕獲にも注力していく。

今後、猟友会員の高齢化・減少により、担い手不足が懸念されるため、農家による狩猟免許取得を奨励し、自らが捕獲を行う体制の構築を図る。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	① 清水町、長泉町及び富士市との共同による被害防止目的捕獲の実施 ② 狩猟免許所持者に対する捕獲檻の貸与 ③ 沼津市鳥獣被害対策実施隊員の増員を図り、捕獲体制を強化する ④ ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める ⑤ 止め刺し機具の拡充による捕獲頭数の向上を図る ⑥ ドローンを用いて追い払い、生息調査等を行う。 ⑦ 関係機関との連携
令和5年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	① 清水町、長泉町及び富士市との共同による被害防止目的捕獲の実施 ② 狩猟免許所持者に対する捕獲檻の貸与 ③ 沼津市鳥獣被害対策実施隊員の増員を図り、捕獲体制を強化する。 ④ ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める ⑤ ICTを用いた技術を活用し、捕獲活動の効率化を図る ⑥ ドローンを用いて追い払い、生息調査等を行う。 ⑦ 関係機関との連携

令和 6年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	① 清水町、長泉町及び富士市との共同による被害防止目的捕獲の実施 ② 狩猟免許所持者に対する捕獲檻の貸与 ③ 沼津市鳥獣被害対策実施隊員の増員を図り、捕獲体制を強化する。 ④ ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める ⑤ 狩猟免許所持者の増加を目的とした啓発活動を行う ⑥ ドローンを用いて追い払い、生息調査等を行う。 ⑦ 関係機関との連携
-----------	--	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ 農作物被害は、浮島地区から戸田地区まで市内全域で発生している。また、近年は人家の庭先にまで出没し、土を掘り起こしたり、石垣を崩したりと住民の生活を脅かす状態となっている。 今後は、沼津市鳥獣被害対策実施隊を主体とし、住宅地付近の捕獲にも注力していく。 捕獲頭数については、令和元年度に304頭を捕獲し、令和2年度400頭を捕獲していることから、捕獲頭数を2年間の平均値程度である350頭とする。</p> <p>② ニホンジカ 農作物被害は、愛鷹山麓一帯と戸田地区での被害が甚大である。また、近年は国道1号付近で車に衝突する事故が多発している。被害量は減少傾向にあるが、依然として高い数値であることから捕獲圧を高めしていく。 捕獲頭数については、過去3年間の捕獲実績（平成30年度 202頭、令和元年度 129頭、令和2年 82頭）の平均値（137.7頭）の1.2倍程度の頭数とし165頭とする。</p> <p>③ サル 浮島地区に出没していた群れが複数に分かれてしまい、被害区域が拡大している。民家や学校の近くにまで出没するようになり、住民の生活を脅かす状態となっている。 近年は、被害削減量と捕獲頭数のいずれも低調に推移していることから捕獲圧を高める。 捕獲頭数については、令和2年が5頭だが、令和3年10月末現在は11頭の捕獲に成功している。今後も捕獲強化が必要であるため、30頭とする。</p> <p>④ カラス 年間を通じて被害報告を受けるため定期的に捕獲していく。 捕獲頭数については、令和2年度に136羽捕獲しているが、より捕獲を強化す</p>

る必要があるため、1.5倍程度の頭数とし200羽とする。

⑤ ハクビシン

過去3年間の捕獲実績（平成30年度 3頭、令和元年度 10頭、令和2年度 19頭）は平均10頭だが、依然として市街地に生息していると報告があることから継続して捕獲を実施していく。

近年、住宅街での出没情報も多く、今後捕獲頭数の強化が求められる。こうした状況を考慮し、捕獲計画数を20頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	350	350	350
ニホンジカ	165	165	165
サル	30	30	30
カラス	200	200	200
ハクビシン	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

銃器・わなを用いて4月1日から翌年の3月31日までイノシシ、ニホンジカ、カラス、ハクビシンを対象として被害防止目的捕獲を行う。

銃器と比較して、わなによる捕獲の方が効率的なことから、わなによる捕獲を主として実施するよう指導する。

なお、捕獲場所について沼津市鳥獣被害対策実施隊は市街地付近、沼津市有害鳥獣捕獲隊は被害に遭った畑付近と生息密度の高い山林内とする。

サルについては、沼津市有害鳥獣捕獲隊と相談しながら捕獲時期を決定する。銃器を使用した被害防止目的捕獲を主とするが、状況によって囲いわなによる捕獲も検討する。

沼津市鳥獣被害対策実施隊は、ICTセンサー付き囲いわなを活用した捕獲も実施する。市が保有する赤外線カメラを有効活用し、加害鳥獣の特定や餌付けを確実にを行い、囲いわなを移動していくことで効率的に捕獲する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

射程が長く、弾速が早いライフル銃を用いることで、捕獲の効率化を図ることが出来る。沼津市鳥獣被害対策実施隊員による捕獲は、罠に限定していることからライフル銃による捕獲などは実施しない。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲

等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
沼津市全域	対象鳥獣については権限委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	①事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(60件を目標とする) 電気柵が主流となっているが、管理が困難な場所についてはワイヤーメッシュ柵を推奨していく。 ②多面的機能支払交付金を活用し、鳥獣害防止柵の設置・更新・保守管理、遊休農地の有効利用、緩衝帯の整備、害獣の追い上げ、追い払い活動に対する支援を実施する。	①事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(60件を目標とする) 電気柵が主流となっているが、管理が困難な場所についてはワイヤーメッシュ柵を推奨していく。 ②多面的機能支払交付金を活用し、鳥獣害防止柵の設置・更新・保守管理、遊休農地の有効利用、緩衝帯の整備、害獣の追い上げ、追い払い活動に対する支援を実施する。	①事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(60件を目標とする) 電気柵が主流となっているが、管理が困難な場所についてはワイヤーメッシュ柵を推奨していく。 ②多面的機能支払交付金を活用し、鳥獣害防止柵の設置・更新・保守管理、遊休農地の有効利用、緩衝帯の整備、害獣の追い上げ、追い払い活動に対する支援を実施する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	<p>ほ場周辺の雑草の定期的な刈り込み、ほ場の残渣や未収穫農作物を放置せずに処理するといった啓発を行い、鳥獣が住み着かない環境を整備する。</p> <p>野生鳥獣の生態、被害対策などの知識や技術を学ぶことのできる学習会を開催し、地域住民や農林業者が自ら守る体制を構築する。併せて捕獲の担い手の育成に取り組む。</p> <p>狩猟免許を所持、所持を希望する農業者への緊急捕獲活動支援事業等の事業説明を徹底し、地域での防除に対する意識を高めてもらう。</p> <p>国道付近等における野生鳥獣との事故においては、発生場所を道路管理者と共有し、付近の農林産物被害の防除や、事故の発生防止に努める。</p>
令和 5年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	<p>ほ場周辺の雑草の定期的な刈り込み、ほ場の残渣や未収穫農作物を放置せずに処理するといった啓発を行い、鳥獣が住み着かない環境を整備する。</p> <p>沼津市鳥獣被害対策実施隊を講師とし、狩猟免許取得に興味がある方への取得推進活動を行う。高齢化による捕獲者の減少に伴い、猟友会員への負担が増大していることから、担い手の育成を行う。</p> <p>国道付近等における野生鳥獣との事故においては、発生場所を道路管理者と共有し、付近の農林産物被害の防除や、事故の発生防止に努める。</p>
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	<p>令和4年度、令和5年度に実施した内容を精査し、効果的だった事業を引き続き、実施する。</p> <p>荒廃農地をはじめとする有害鳥獣の住処となりうる場所の削減に努める。市が主体となるのではなく、地域住民を主体とした活動として実施していく。</p> <p>市の補助金を活用した侵入防止柵の管理状況を確認し必要に応じて指導していく。</p> <p>国道付近等における野生鳥獣との事故においては、発生場所を道路管理者と共有し、付近の農林産物被害の防除や、事故の発生防止に努める。</p>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

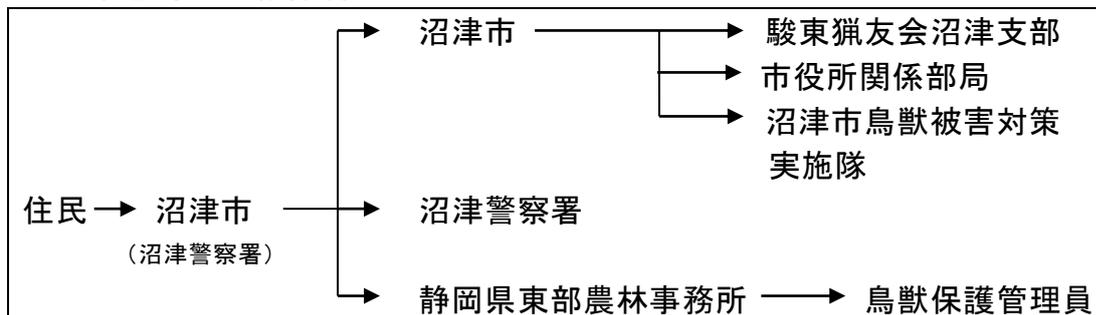
関係機関等の名称	役割
沼津市農林農地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの通報に基づく現場状況確認</li> <li>・ 関係機関（沼津警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、市関係部局等）との連絡調整、対応方法の協議</li> <li>・ 地元自治会への注意喚起と情報提供</li> </ul>
沼津警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの通報に基づく現場状況確認</li> <li>・ 静岡県や沼津市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣</li> </ul>
静岡県東部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの通報に基づき、関係機関（沼津警察署、沼津市、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議</li> </ul>
駿東猟友会沼津支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沼津市からの出動要請に基づき、現場状況の把握</li> <li>・ （必要に応じて）捕獲・追い払いの実施に協力</li> </ul>
沼津市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの通報に基づく現場状況確認</li> <li>・ （必要に応じて）捕獲・追い払いの実施に協力</li> </ul>

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うことを原則とするが、学術研究又は関係法令を遵守し「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考とした上で利活用する場合はこの限りでない。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ、ニホンジカについては、食肉としての利活用を目指し、方策を検討する。既に実施している自治体の視察等を積極的に行う。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備した場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	沼津市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
沼津市農林農地課	協議会の運営・提言
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害防止・捕獲に関する助言・指導・情報提供
南駿農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
伊豆の国農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
愛鷹山森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
戸田森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
駿東猟友会沼津支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
沼津市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
鳥獣保護管理員（沼津市担当）	鳥獣被害調査・捕獲に関する助言・傷病鳥獣の保護

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
内浦漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月1日に沼津市鳥獣被害対策実施隊を設置。猟友会員から選ばれた隊員と沼津市職員で構成する。

活動内容は、市内住宅地等のパトロール、市民からの被害報告への初期対応、慎重な作業を要する市街地付近での捕獲活動等、鳥獣被害防止対策に関わることを行う。

また、ICTセンサー付き囲いわなによる捕獲も実施する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会や部農会など地域団体の協力を得て広域的な取り組みを実施する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

#### ①. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ① 東部地域有害鳥獣被害対策連絡会及び伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会と連携し、被害防止対策に関した情報の提供や講演会、研修会などを開催する。
- ② 捕獲については、市、町の境を重視せず、効率よく安全に実施できるように調整する。
- ③ 県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。
- ④ 勉強会や研修を通して地域住民が主体となって鳥獣被害防除対策に取り組める環境を整備していく。
- ⑤ 捕獲従事者に対して、無線の適正使用に関する注意喚起を行う。
- ⑥ 被害防止対策の実施に当たっては、県と連携して実施した「鳥獣被害集落アンケート調査」の結果を検討し、対策を実施する地区、対象獣種を選定したうえで実施する。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。